

(即時)抗告理由書

広島地方裁判所令和4年(モ)第106号 裁判官に対する忌避の申立て事件
(原事件:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件)

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町309

即時抗告人(原告) 高野 邦夫

〒101-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

被抗告人(被告) 国 代表者法務大臣 古川 禎久

令和4年8月8日

広島高等裁判所 御中

◎付 属 書 類=なし

記

第一. 抗告の趣旨・抗告に至った経緯(理由)

1. 広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償事件(以下**当該事件** **当該事件**いう)の担当裁判官加藤弾(以下本件裁判官という)の忌避申立を抗告人(以下私という)が行ったのは、主観的評価である「私に不利な判断したから」などという理由からではない。
2. 広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件(原事件=**当該事件**)は、同裁判所令和3年(ワ)第29号損害賠償事件(現在控訴中)の中で、国が行った訴訟詐欺の部分を付加する訴えの変更申立(却下された)と抱き合わせて主張・立証した部分を別訴として仕立てたものに他ならない。
3. 以上の経緯からすれば、本件裁判官は**当該事件の手続外の裁判**において、**当該事件**の事実関係を知悉しており、内心には予断はおろか偏見すら形成されていると推認される客観的事情が存在している。
4. また本件裁判官も官吏であるから、刑事訴訟法第239条2項の犯罪(国の詐欺と文書偽造)の告発義務が存在していた筈である。本件裁判官が犯人隠避罪(刑法103条)を犯したとの嫌疑もある。

★刑事訴訟法第239条

何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

②官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

★刑法第一〇三条(犯人蔵匿等)

罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

★民事訴訟法

・第二五条(除斥又は忌避の裁判)

1 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

234 省略

5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

・第三三二条(即時抗告期間)

即時抗告は、裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

第二.裁判官の忌避の制度の趣旨

1,下枠内の最高裁判所決定は、刑事事件のものではあるけれども、裁判官忌避制度の趣旨において相通ずるところがあるので引用した。

ところで、元来、裁判官の忌避の制度は、裁判官がその担当する事件の当事者と特別な関係にあるとか、訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件について公平で客観性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除し、裁判の公正および信頼を確保することを目的とするものであつて、その手続内における審理の方法、態度などは、それだけでは直ちに忌避の理由となしえないものであり、これらに対しては異議、上訴などの不服申立方法によって救済を求めるべきであるといわなければならない。したがつて、訴訟手続内における審理の方法、態度に対する不服を理由とする忌避申立は、しよせん受け容れられる可能性は全くないものであつて、それによつてもたらされる結果は、訴訟の遅延と裁判の權威の失墜以外にはありえず、これらのことは法曹一般に周知のことからである。

最高裁判所昭和48年(シ)第66号決定より引用

2.上枠内の最高裁判所決定中「訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成しているとかの、当該事件の手続外の要因により、当該裁判官によっては、その事件について公平で客観性のある審判を期待することができない場合に、当該裁判官をその事件の審判から排除し、裁判の公正および信頼を確保することを目的とするもの」という部分を引用した。

3.本件裁判官は、広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償事件(原事件=訴訟手続外)である広島地方裁判所三次支部令和3年(ワ)第29号損害賠償事件の担当裁判官であり「訴訟手続外においてすでに事件につき一定の判断を形成している」場合に該当する。

4.発達したマスメディアからの情報の氾濫等により、刑事裁判でさえ「白紙で望む」というのは現実的ではない。しかしその趣旨は、予断と偏見を排除する事にあり、今なお生きていると解される。

5.なお当該事件の手続外の裁判と当該事件は別物である点に御注意戴きたい。

こうのくにお
即時抗告人(原告) 高野 邦夫

広島高等裁判所 御中